

第5回園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会

会 議 概 要

日時：平成16年9月30日（木）午後1時25分から
場所：園部国際交流会館 1階イベントホール

第5回園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会 会議概要

開催日時	平成16年9月30日(木) 午後1時25分から 午後3時26分まで (休憩 2時25分から2時35分まで)
開催場所	園部国際交流会館 1階イベントホール
議長氏名	野中 一二三 会長
出席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり
欠席者氏名	新田 一郎 委員
事務局氏名	別紙「事務局名簿」のとおり
会議録署名委員	吉見 徳寛 委員、吉田 繁治 委員
公開・非公開の別	公開
傍聴人の人数	25名(うち報道関係 2名)

議 事	会議事項	別紙次第のとおり
	その他項目	
	会議経過	別添のとおり
	会議資料	別添「資料」のとおり

出席者名簿

< 1号委員 >

野中 一二三 会長
岸上 吉治 副会長
仲村 脩 副会長
中島 三夫 副会長
奥村 善晴 委員
廣瀬 傳次 委員
浅野 敏昭 委員
箱田 博治 委員

< 2号委員 >

中川 圭一 委員
高橋 芳治 委員
井尻 治 委員
柿迫 義昭 委員
村田 憲一 委員
吉見 徳寛 委員
吉田 繁治 委員
長野 弘 委員
谷 義治 委員
中川 幸朗 委員
出野 敏 委員
古屋 正雄 委員

< 3号委員 >

上野 嘉雄 委員
滝村 尚史 委員
前田 三子 委員
田中 博 委員
牧野 修 委員
川勝 儀昭 委員
谷 幸 委員
中川 晃 委員
福嶋 利夫 委員
齊藤 進 委員
藤岡 裕英 委員
藤林 芳朗 委員
湯浅 満男 委員
吉田 紀子 委員
吉川 元治 委員
上原 正義 委員
大牧 義夫 委員
佐々木 智康 委員
中西 多嘉子 委員
末武 徹 委員
竹内 啓雄 委員

事務局名簿

事務局長	奥村 善晴
事務局次長総務班班長	山脇 惠次
参事	峯松 裕之
参事補佐	村上 章
企画班班長	伊藤 泰行
調整第1班班長	大野 光博
調整第2班班長	永口 茂治
総務班	塩貝 潔子
企画班	国府 諭史朗
調整第1班	吉田 惠
調整第2班	市原 丞

専門部会長名簿

総務部会	松田 清孝
議会部会	木村 清司
税務部会	松本 国夫
企画財政部会	塩貝 悟
住民部会	栃下 辰夫
保健福祉部会	山内 晴貴
教育部会	川邊 清史
建設部会	西岡 克己
産業経済部会	神田 衛
上下水道部会	井上 修男

第5回 園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会 会議経過

1. 開 会

- ・ 事務局より配付資料確認

2. 挨拶（成立報告含む）

野中会長

それでは第5回の合併協議会、お忙しいみなさんご参集頂きましたことに、まず厚くお礼を申し上げますと存じます。ご挨拶を申し上げます前に、昨日8町で構成を致しております船井郡衛生管理組合の前工場長ならびに職員が、大阪地検に拘束されるという大変不名誉な事件が発生を致しました。管理者として、関係者のみなさんはもちろん、船井・北桑田の郡民の皆様に、心からお詫びを申し上げますと存じます。今後私たちは、昨日も管理者で設置者でございます町長さん、また議会に参列を頂いております各町の議会の議員の代表者等、急遽お集まりを頂きました。事情説明を致しますと同時に、今後について謙虚な気持ちで建て直しについて協力をしていくことの確認を致したのが実際でございます。今後、船井郡衛生管理組合の立て直しについては、またそれぞれ関係頂きますみなさんに、いろいろな分野でご理解やご協力を賜らなくてはならないというふうに思っておりますが、何はともあれ今日の現実を私たちは直視しながら、将来に向けてやはり悔いのない組織づくりと健全な運営に最善の努力をしたい、このように思っておりますので、ぜひご理解とご協力を頂くことを、心からお願いを申し上げます。近況のご報告、今後はまたどうぞみなさんの忌憚のないご意見を賜ります中で、よりよい衛生管理組合の運用が出来ますよう、心からお願いを申し上げます。

3. 議 事

- ・ 協議会規約第10条第2項「会長は会議の議長となる」により野中会長が議長
- ・ 野中議長より本日の会議の議事録の署名人2名（吉見 ^{よしひろ} 徳寛委員、吉田 ^{しげじ} 繁治委員）を指名

（1） 協議事項

（ 総務・企画・議会小委員会関係 ）

別紙資料に基づき、協議第67号から協議第74号まで（8議案）を、総務・企画・議会小委員会・高橋委員長より説明。以下は、9月3日の第7回小委員会で協議し、決定したものである。なお、提案の説明は、各協議事項ともその主なものとする。

協議第67号： 8 地方税の取扱いに関すること(その3)【説明】

分類1「固定資産税」、分類5「都市計画税」、項目2の「税率」については、4町で「1.4」、「1.5」、「1.6」と違いがあり、調整結果は「平成20年度課税までは、旧町の税率により課税し、平成21年度より、税率を1.5パーセントとする。」として、合併協定項目の調整方針の、激変緩和を図るとしての、不均一課税とする。

協議において委員より、「税率の不均一課税は、当面やむを得ないと思うが、次の段階で、1.5パーセントに決定した根拠、期間が平成20年までとなった根拠は何か。」との質問があった。事務局より、「税率を1.5にした根拠は、試算した結果により採用した。自主財源確保も考え合わせた。期間については、合併特例法第10条により、不均一課税は5年間認められており、固定資産税は3年に1回の評価替えがある。次回平成18年は、合併による微妙な時期でもあり、平成21年には、市として統一した税率により課税できる、として決定した。」と答弁があった。

さらに委員より、「高いところか、低いところに合わせるのが普通だと思うが、税率が下がるのはどうか。高いところに合わせない理由は何か。」との質問に、「1.5パーセントで試算すると、平成16年度では、140万円落ちることになる。都市計画税のある2町では、どちらも、1.7パーセントになり、平均的なところで調整した。」と答弁があった。また委員より、「負担公平の原則なら、当初から、均一課税にするべきであると思うが、激変緩和も考え、試算した内容はどうか。」との問いに、「園部町が0.1パーセント上がると、日吉町、美山町が0.1パーセント下がる額が、ほぼ同じとなると試算している。全体を1.4パーセントにすると、1億5,900万円の減額となり、1.5パーセントでも下がる。」と答弁があった。項目5「納期」は、4町とも「10期区分」としており、調整結果も「10期区分」として、表のとおりとした。項目6「課税免除」については、日吉町のみが現在対応しているが、調整結果は、「新市において、過疎法指定地域については適用する。」とする。項目7「減免規定」については、4町とも地方税法により、町条例で減免規定を設けており、調整結果(案)の4点とする、とする。項目9「土地の評価方式」には、4町において若干の差異はあるが、調整結果は、「宅地」については「市街化区域内は、路線価方式」とし、それ以外の宅地は「その他宅地比準方式とする。」とし、「宅地並み雑種地」は「宅地の価格に、一律0.5の補正を適用する。」とする。なお、「田・畑・山林」等については、「現行のまま新市に継承する。」とする。

分類5「都市計画税」は、市街化区域が設定されている園部町、八木町が対象町となっている。特に、項目2「税率」については、0.3と0.2と相違があるが、調整結果は、固定資産税と同様、「平成20年度課税までは、旧町の税率により課税し、平成21年度より、税率を0.2パーセントとする。」と、不均一課税とする。これに関して委員より「近隣の市は、どのようになっているのか。」との問いに、事務局より「亀岡市と綾部市の固定資産税は1.5パーセントで、都市計画税は0.1パーセントである。」と答弁があった。項目1「納税義務者」、項目3「課税標準額等」は、調整結果として、「現行のまま、新市に継承する。」とする。

以上のとおり、各項目についての質疑のあと、全員異議なく分類1「固定資産税」、分類5「都

市計画税」については、調整結果(案)のとおり小委員会決定とした。

全員賛成で協議会決定。

協議第68号： 13 一部事務組合等の取扱いに関すること(その2)【説明】

4町が加入している「一部事務組合等」の内、継続協議とした「船井・北桑田地区土地開発公社」についての、組織加入の事項。

前回の小委員会では、各町において、公有地の取得状況に大きな差異がある。北部3町、京北町との関係はどうか。財産の協議とも関わる。などの意見があり、継続協議としていた。この公社については、「都市の健全な発展と、秩序ある整備を促進し、公有地の拡大の、計画的な推進を図り、もって地域の秩序ある整備と、公共の福祉の増進に資する。」として、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき設立されている、と事務局より説明があり、質疑において、委員より「土地開発公社の現状評価はどうか。」との問いに、事務局より「現状評価の、債務負担の状況は、起債・財産も含め、新市建設計画策定小委員会で提案する。」と答弁があった。さらに委員より、「京北町は、脱会になるのか。」との質問に、事務局より「来年3月31日で脱会となる。」と答弁があり、調整結果(案)「現行のまま、新市に継承する。」を、小委員会決定とした。

全員賛成で協議会決定。

協議第69号： 15-1 公共的団体等の取扱いに関すること(その2)【説明】

4町が加入している「防災関係」「税務関係」についての組織加入及び、各町での同組織結成の事項。

「防災関係」、分類1「各町共通団体」、分類2「各町独自団体」は、京都中部広域消防連絡協議会などであるが、調整結果としては、「公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合または再編の調整に努める。」とする。

「税務関係」、分類1「各町共通団体」としては、「資産評価システム研究センター」などであるが、調整結果は、いずれも「新市においても加入する。」とする。

以上のとおりを調整結果(案)として、小委員会決定とした。

全員賛成で協議会決定。

協議第70号： 16-1 各種団体への補助金、交付金等の取扱いに関すること(その1)

【説明】

4町が加入している「各種協議会」などの負担金、ならびに「それぞれの各町支部」等への補助金に関する事項である。

総務関係、分類1「負担金」については、「京都府町村会及び、郡町村会」はじめ同様の組織に加入し、負担金支出をしている。調整結果は、「法令外負担金については、基本的に支出しな

いこととする。ただし、政策ならびに組織運営上必要な負担金については、新市においても支出する。」とする。それについて委員より、「総務関係としての負担金は、法令外負担金か。」との質問に、「法令に基づいて、支払わなければならないもの以外の負担金が、法令外負担金であり、総務関係分としているものは、全て法令外負担金である。また、新市において、必要と考えられるものについては、新市で加入する。」と事務局より答弁があった。

分類2「補助金」の、「郡交通安全協会支部」等について、4町とも補助金支出しているが、「関係団体の理解と協力を得て、一元化へ向け調整を行う。」とする。

防災関係、分類1「負担金」の「京都中部広域消防組合経常負担金」については、「新市において、負担する。」との調整結果とする。

税務関係の分類1「負担金」については、4町が加入している「資産評価システム研究センター」については「現行のまま、新市に継承する。」、分類2「補助金」について、「たばこ消費啓発関係」は、「現行のまま新市に継承する。」とするが、「農業所得関係」については、「新市において、補助金は廃止する。」との調整結果とし、これらを調整結果(案)として小委員会決定とした。

全員賛成で協議会決定。

協議第71号： 21-1 選挙事務の取扱い【説明】

分類1「選挙事務」、項目1「選挙区」では、衆議院議員選挙はじめ、各種選挙における選挙区があるが、調整結果は、「市会議員の選挙区については、協定項目6 議会議員の定数及び任期の取扱いに関することにおいて別途調整する。農業委員会委員の選挙区については、協定項目7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関することにおいて別途調整する。」とする。項目2「投票区」は、現況で、園部町16、八木町16、日吉町15、美山町21の、計68投票区が設けられている。調整結果としては、「現行のまま新市へ移行する。」とする。なお、美山町では、時間繰り上げ投票所が7投票区、園部町で農業委員会委員選挙については、5投票区となっている。項目3「開票区」は、「選挙区の区域とする。」との調整結果とし、項目4「公営」に関する選挙運動について、調整結果として、「選挙運動用の自動車の公費負担」および、「ポスター作成の公費負担」は、「新市において、条例を制定し実施する。」とし、「ポスター掲示場」の設置は、現在、4町で379箇所としているが、「法に基づき、減数調整を行い設置する。ただし、農業委員会委員選挙については、設置しない。」、「公営施設使用の個人演説会等」の指定施設については、調整結果を、「現在、各町で指定している施設とする。」とし、「任意制選挙公報の発行」は、「新市において、市長及び市議会議員選挙ごとに1回発行する。」とする。

以上、各項目の調整結果について特に異議なく、それぞれ調整結果(案)のとおり、小委員決定とした。

全員賛成で協議会決定。

協議第72号： 21-1- 交通安全の取扱い(その1)【説明】

分類1「交通安全」、項目1「交通指導員」は、現在、園部町24人、八木町20人、日吉町25人、美山町16人、4町で85人、交通安全指導等にあたられているが、定数は91人となっている。調整結果は、「新市においても、交通指導員の制度は存続させ、定数は80人、任期は2年、報酬は年額5万円とし、毎月の定期交通指導、各種行事等における交通指導にあたって頂く。」とする。質疑として委員より、「報酬について、各町で差異がある中で、年額5万円としているが、費用弁償や、報酬以外の活動費はどうするのか。」との問いに、「4町の、現在の報酬額を平均すると、約5万円となる。費用弁償は付けず、事業活動費については、新市で検討する。」と答弁があり、さらに「指導員会組織は、一元化されるのか。旧4町については、支部扱いとなるのか。」との問いには、「具体的な内容については、今後調整していく。」と答弁があった。

以上の経過の中で、調整結果について、異議なく調整結果(案)のとおり小委員会決定とした。

全員賛成で協議会決定。

協議第73号： 21-1- バス交通対策の取扱い【説明】

町営バス・路線バスに係るバス交通対策についての項目。

項目1「町営」バスについて、園部町では、(株)京都交通に運行を委託し、2路線を(内1路線は3コース)、日吉町では直営方式として、運転手2人・事務員1人体制で4路線を、美山町では直営方式として、運転手9人・嘱託職員3人体制で7路線を運行し、町民の生活の利便性を図る重要な役割となっている。その利用者としては、平成15年度実績で、園部町21,533人、日吉町95,385人、美山町60,561人となっている。

項目2「路線バス」については、園部町、八木町で、(株)京都交通により運行されており、その路線は、園部町で8路線、八木町で2路線となっている。調整結果としては、「(1)美山町及び日吉町の、町営バスは合併時に市営バスとして一元化し、合併後に、路線・ダイヤ・利用料金の調整を行う。(2)美山町から園部町までの市営バスの路線を、現行の施設、人員等の中でダイヤ改正等により確保し、合併後早期に運行する。(3)園部町の2路線は、現行のまま新市に継承し、合併後に市営バスへの移行を検討する。(4)合併後にバス対策総合計画を策定し、路線の見直しを行い、スクールバス混乗方式の導入等を推進する。」また「路線バス」の調整結果としては、「現状を新市に引継ぎ、合併後、市営バスへの移行を検討する。」とする。

質疑で、委員より「日吉町、美山町では、特別会計で処理されているが、日々の運行経費で生じる不足額については、どうしているのか。」との質問に、事務局より、「運賃収入では、まかなえていないので、基本的には一般会計の繰り出しとなっている。日吉町では2,400万円、美山町では1,800万円となっている。」と答弁があった。

さらに委員より、「バス対策総合計画とは、どのようなものか。審議会の形態を考えているのか。」との問いに、「今の段階では、具体的に協議していないが、特に路線バスの京都交通の関係については、会社更生法適用で状況も変わってくると考えられるので、新市になってから考えて

いく。」と答弁があった。

また委員より、「八木町は、路線バスだけであるが、市営バスに移行されるのか。」との質問に、事務局より「これまでから、路線バスが廃止されてきた状況もあり、町営バスとの関係と合わせて、バス対策総合計画の中で一緒に考えていく。京都交通は、会社更生法適用で、管財人が入っている状況であり、現状のままで継続するのは無理であると危惧されている。4町でダイヤを組み市営にするのも、これからの推移を見ながら検討していかなければならない。スクールバスと高齢者交通対策上でも、早期の対応が必要である。厳しい状況は事実である。」と答弁があった。

次いで委員より、「京都交通への補助で、今後も対応できるのであれば良いが、状況が悪いのであれば、早急に基本的なバス対策をしなければならぬ。」と発言があった。

以上の質疑の後、これら調整結果について異議なく、調整結果(案)を小委員会決定とした。なお、委員より「日吉町はスクールバスを兼ねており、交付税措置がある。また、高齢者の足として、必要不可欠である。長くこの状態が続けられること。」、また「美山町では、過疎交通対策は厳しい状況であり、バス交通は失くせない大切な事項である。運行回数等、改善はしていかなければならないが、存続となること。」などの強い要望の意見があった。

全員賛成で協議会決定。

協議第74号： 21-1- コミュニティ対策の取扱い【説明】

各町で行われている「自治振興補助金」等、自治組織等への補助金・助成金についての項目。分類10「コミュニティ対策」の補助金・助成金としては、4町ともに「自治振興補助金」があるが、その限度額、補助率などに相違があり、また各町個別の補助制度もある。調整結果としては「地域コミュニティの活性化支援を目的とした補助事業は、合併までに各町の補助制度を自治振興補助事業として一元化し、新市発足時から適用する。」とし、これを小委員会決定とした。

全員賛成で協議会決定。

=====

(住民・福祉・保健衛生・環境小委員会関係)

別紙資料に基づき、協議第75号から協議第81号まで(7議案)を、住民・福祉・保健衛生・環境小委員会・井尻委員長より説明。以下は、9月10日の第7回小委員会において、小委員会決定した内容である。なお今回は、特に町単独事業や一町のみ実施している事業等についての調整がほとんどだったので、小委員会の中でもそれぞれ各町の想いも強く、また多くの意見が出た中で、各項目について協議を行った。

協議第75号： 19-11 国民健康保険の取扱い(その2)【説明】

国民健康保険の分類項目9、調整項目1「高額療養費貸付制度」については、現在園部町・日吉町・美山町において京都府国保連合会幹旋による高額療養費貸付制度を活用しているが、八木

町では独自の基金を設けて貸付を行っている。項目2「出産育児一時金貸付」については、園部町・八木町では、町で基金を設けて制度化されている。調整結果は、いずれも「一元の上、新市に継承する。」こととし、「高額療養費貸付制度」については、国保連合会制度を活用し、「出産育児一時金貸付」については、新市で基金を創設して実施することにする。

全員賛成で協議会決定。

協議第76号： 19-13 環境事務の取扱い(その2)【説明】

分類項目10「地球温暖化防止」対策の一環として、環境保全意識の高揚を図るために、住宅用太陽光発電システム設置に対する助成制度は八木町・日吉町で、太陽熱高度利用システム設置に対する助成制度は八木町でのみ実施されている。調整結果として、新市においても実施することとする。

全員賛成で協議会決定。

協議第77号： 19-14 塵芥処理の取扱い(その2)【説明】

分類項目5「資源ごみ」の関係について、現在園部町では、「町独自の回収方法」として、毎月8日をリサイクルの日と定め、資源の館に新聞等の資源ごみを住民が搬入するシステムである。特にこれからのごみ処理の対策としても重要な方法であるとの認識に立ち、調整結果としても「継続して新市に移行」することとする。

全員賛成で協議会決定。

協議第78号： 19-15 保健衛生の取扱い(その2)【説明】

分類項目1「母子保健」(2)「妊婦に関する事項」では、項目4「母子栄養強化事業」として妊産婦・乳児を対象に、一定期間牛乳・粉ミルクの支給を行っている事業である。園部町・八木町・日吉町で実施されている、支給基準等で若干の差が生じている。調整結果は、所得制限を設けず「一元化の上、新市に継承する。」こととする。

(8)「その他事業」項目2の「児童虐待防止ネットワーク会議」は、現在園部町で取り組まれている。今日的重要な課題であるとの認識に立ち、調整結果としても、「新市で新たなネットワークをつくり対応する。」こととする。

分類項目10「保健関係補助金交付団体」、調整項目2「京都じん肺患者同盟」については、日吉町・美山町で、調整項目3「森永ひ素ミルク中毒の子どもを守る会」については、日吉町で組織化されている。調整結果として、「京都じん肺患者同盟」については、「新市に移行後調整する。」こととする。なお、「森永ひ素ミルク中毒の子どもを守る会」については、対象者の減少等で「廃止する。」こととする。

全員賛成で協議会決定。

協議第79号： 19-16 各種社会福祉事業等の取扱い(その3)【説明】

分類項目2「民生福祉関係」について、「緊急家庭支援金貸付事業」では、未成年児童を養育しており生活不安定な家庭に対し、資金の貸付を行う事業であるが、現在園部町で実施されている。調整結果は、現在他の町でも社会福祉協議会等で実施されている「くらしの資金の中で対応する。」ことにする。また、「勤労者生活共済組合活動助成」については、町内の勤労者で組織し、相互の共済給付や互助活動を行っている組織に対し助成している事業で、現在美山町でのみ実施されている。調整結果としては「現行のまま新市に継承し、関係機関と調整する。」こととする。

分類項目3「高齢者福祉関係」は、寝たきり老人・痴呆性老人の同居介護者の過重な負担の軽減を図る目的で、介護者に対し慰労金が支給されている事業である。園部町・日吉町・美山町で実施されているが、対象基準等において若干の差が生じている。調整結果は、「一元化の上、新市に移行する。」こととし、「対象者を重度に限定し、寝たきり・痴呆は月3万円、準寝たきり準痴呆は月1万5千円、介護保険サービス利用者は年8万円支給する。」こととする。

調整項目15「生活支援型デイサービス事業」は、地域のコミュニティ施設等を利用して日常生活動作訓練や趣味活動を行うことで、寝たきり・痴呆状態になることを予防する事業で、現在園部町・八木町で実施されている。調整結果は、「事業内容を調整し、全市に拡大して実施する方向で調整する。」こととする。

項目18「介護相談員派遣事業」については、社会福祉事務所設置による職員配置等において調整することとする。

分類項目3の(6)「社会福祉法人等の支援」については、現在日吉町・美山町において特別養護老人ホーム建設費の償還に対して、建設年度より毎年補助金を交付している事業である。調整結果は、「地域福祉基金等を活用して、新市移行までに整理する。」こととする。

分類項目3の(7)「その他高齢者福祉関係事業」については、項目5「町独自の事業」として、美山町において、寝たきりの方を対象に「入浴サービス事業」、介護保険非該当者を対象に「短期入所サービス事業・通所デイサービス事業」、65歳以上の町民税非課税世帯の方を対象に介護保険料を一部補填する「高齢者すこやか助成金制度」がそれぞれ実施されている。調整結果は、「入浴サービス・短期入所サービス・通所デイサービス」については現事業を「廃止し、他の介護保険サービスで対応できるよう調整する。」こととする。なお、他のサービスが可能になるまでの期間については「経過措置を設ける。」ことが確認されている。「高齢者すこやか助成金制度」についても、現制度を「廃止し、新市において介護保険サービスの自己負担が困難な低所得者に対する経過措置を設ける方向で調整する。」こととする。

分類項目3の(10)「重度心身障害老人健康管理事業」の町単独事業については、老人保健該当者で身体障害者手帳3・4級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方に対し、医療助成を行う制度で、現在は園部町・八木町で実施されている。調整結果としては、「一元化の上、新市に継承する。」こととする。

全員賛成で協議会決定。

協議第80号： 19 - 18 診療所の取扱い【説明】

分類項目1「直営診療所の取扱い」について、現在美山町において、南丹病院の医師派遣による林業健康センター診療所が開設されている。調整結果は、「現行のまま新市に継承する。」こととする。

分類項目2「公設民営の診療所の取扱い」については、現在園部町・八木町で町所有の施設を活用して、週1回程度、民間医師による診療が行われております。調整結果は、「現行のまま新市に継承する。」こととする。なお、美山町においては、町の中核医療施設として、医療法人財団美山健康会による美山診療所及び宮島診療所が開設されており、その診療所に対し、「遠隔地往診費用助成・地域医療活動助成・公設民営診療所建設借入金償還助成」が行われている。調整結果とは、「地域医療活動助成」については、山間僻地の医療を確保する点から、「新市に継承し、助成額は、新市の財政計画に基づき決定する。」こととし、「遠隔地往診費用助成」は、「廃止し、地域医療活動助成に包括する。」こととする。「公設民営診療所建設借入金償還助成」は、「現基金等を活用して、新市移行までに整理する。」こととする。

全員賛成で協議会決定。

協議第81号： 21 - 3 - 戸籍、住民登録事務の取扱い(その3)【説明】

分類項目4「印鑑登録事務」の関係についてであります。各町印鑑条例等に基づき対応されているが、証明書を発行する際のカードについては町ごとに違っているため、調整結果は、「新市カードを作成し、一定期間を設けて随時新市カードに交換していく。」こととする。なお、現在園部町において実施されている自動交付機による証明書の交付は、「新市において廃止する。」ことにする。

・主な質疑・応答

委員

園部の谷ですが、カードの発行にあたって、カードの自動交付機が園部に設置をされておられるわけですが、こういったものを新市になったら廃止するという決定が小委員会でもなされておられるわけですが、その辺の事情についてもう少し説明を願いたいのと、やはり今後こういった利便性のある機器は、設置していくべきではないかという、そういう思いをしますが、その辺の議論はどうなったのかお聞きしたいと思います。

事務局

住民部会長でございます。ただいまのご質問でございますけれども、現在園部町において、住民サービスの一環として、自動交付機が設置されておるということでございます。部会におきましても、そのことについて検討して致してきたところでございますけれども、現行の交付機については、一定発行件数等の現状等も考える中で、他の窓口業務のサービス等も含めて、今

後再度検討していく方向で調整結果として提案させて頂いたところでございます。

以上でございます。

野中会長

よろしゅうございますか。どうぞ。

委員

今の答弁ですと、まだ余地が残っているような感じを受けたのですが、ここの資料では廃止するというふうになっておりますが、その辺もう少し説明をお願いしたいというふうに思います。

事務局

現行の自動交付機につきましては、一旦廃止をしていくということで、今後先ほど言いましたことも含めて検討する中で、今後の方向というものを出していこうということで、調整を致したところでございます。

野中会長

谷委員さん、よろしゅうございますか。

委員

(「了解」の声)

野中会長

その辺は十分検討して、有効なものは活かして使えるようなこともふまえて検討させたいと思いますので、ご理解頂きたいというふうに思います。

全員賛成で協議会決定。

=====

(教育小委員会関係)

別紙資料に基づき、協議第82号・83号を、教育小委員会・中川委員長より説明。以下は、9月10日の第6回小委員会において、小委員会決定した内容について報告する。なお今回は、特に町単独事業や一町のみ実施している事業等についての調整がほとんどであったので、小委員会でもそれぞれ各町の想いも強く、多くのご意見が出た。

協議第82号： 19-20 学校教育の取扱い(その3)【説明】

分類項目8「教育振興事業」、調整項目2「基礎学力充実向上推進事業」、項目7「教育実践推進事業」、項目8「教育推進研究委託・補助事業」は、科目指定または専門の講師等を配置して、基礎学力の充実・向上のため実施されている。調整結果は、各学校の実態に応じて、新市での新たな教育方針に基づき実施していく方向で「新市移行後、調整する。」こととする。項目6「学校読書活動推進事業」については、現在園部町において実施されている。調整結果は、「現行のまま新市に継承する。」こととする。なお、学力向上の点からも読書活動は大変重要であり、今

後各小学校に指導員等を配置し、学校に応じた活用ができる条件整備を図ることも確認した。

分類項目12「少人数教育事業」は、現在園部町で40人を若干下回る学級に対し、講師等を配置し、学力充実を図られている事業であり、調整結果は、「現行のまま新市に継承する。」こととする。

分類項目13「スクールバス」については、現在、日吉町と美山町において以前からある小・中学校スクールバスの他に、町営バスをスクールバスとして登録し通学に利用している。調整結果は、「現行のまま新市に継承する。」こととする。なお、「児童・生徒の通学手段の均衡を図るため、交通機関のない遠距離通学地域については、バス通学を基本として、新市において協議・調整する。」ことも確認した。

分類項目17「山村留学事業」については、現在美山町において、少子化対策及び都市と農村の交流を目的に、都会の子供達が一年間地域の小学校で学校生活を送る事業で、平成10年度から実施されている。調整結果は、「現行のまま新市に継承する。」こととする。

分類項目18「教職員住宅」は、現在美山町において地理的な条件等で、4棟設置されている。調整結果は、既に老朽化している施設もあるので「改築の段階で住宅の需要、供給状況を勘案し検討」を行うが、現時点では「現行のまま新市に継承する。」こととする。

分類項目19「幼児教育事業」、調整項目2「子育てすこやかセンター」は、子育て家庭に対する育児支援を目的に、本年度から園部町において実施されている。調整結果としては、「現行のまま新市に継承する。」こととする。

分類項目20「その他」事業としては、子供達の登下校時における安全対策として、防犯ブザーの配布や下校パトロール等が各町で実施されている。調整結果としては、「地域の実情に応じた対応を行う。」方向で「新市において、一元化を図る。」こととする。

全員賛成で協議会決定。

協議第83号： 19-22 社会教育の取扱い(その4)【説明】

分類項目1「社会教育関係委員・関係職員の状況」は、日吉町で、体育施設の管理指導員や社会教育推進委員が配置されている。調整結果は、いずれも「新市移行後、調整する。」こととし、社会教育推進委員等の報酬については、「廃止の方向」で調整することとする。

分類項目2「社会教育施設・活動の状況」で、園部文化博物館、日吉町生涯学習センター及び美山文化ホールについては、それぞれ「現行のまま新市へ継承する。」こととする。

分類項目5の調整項目2「文化財補助制度」について、町内の社寺等の文化財では、それぞれ各町の補助要綱等に基づき基準を定めて実施されている。調整結果は、「一元化の上、新市に継承する。」こととする。なお、美山町で実施されている茅葺屋根保存等に対する制度として、国指定に基づく美山町伝統的建造物群保存地区保存補助事業については、「現行のまま新市に継承」し、町単独の茅葺屋根保存事業補助は、「指定地区を定める等検討・調整を図る。」こととする。茅葺職人後継者就労激励事業については、後継者の一定の定着傾向もあり「廃止する。」ことと

する。「ただし、現在の受給者については、5年終了時まで継続する。」こととする。項目4「その他」の「美山の文化財を守る会」は、「新市移行後、調整する。」こととする。

分類項目9「学童保育」の関係で、現在学童保育については4町とも実施されている。ただ運営主体でも、教育委員会が所管している町と、福祉関係の課または社会福祉協議会に委託されているなど対応の窓口も違っているため、教育小委員会でどこまで議論すべきかなどの積極的なご意見も出た。また、対象者や負担金等についても若干の差が生じているので、調整結果も「現行の開設場所を基本とし、合併前に関係機関・団体と調整を行い、実施内容等を統一して、年度当初から運営を行う。」よう、「一元化の上、新市に継承する。」こととする。

全員賛成で協議会決定。

=====

(建設・産業・上下水道小委員会関係)

別紙資料に基づき、協議第84号から協議第89号まで(6議案)を、建設・産業・上下水道小委員会・柿迫委員長より説明。以下は、9月3日の第7回小委員会、9月10日の第8回小委員会において協議を行い、調整結果の案として決定したものである。

協議第84号： 14-5 使用料及び手数料等の取扱いに関すること(その1)【説明】

「都市計画の取扱い」、分類項目1「使用料」、調整項目1「施設使用料」については、2町において、都市公園使用料が都市公園条例の規程によって徴収されており、その内1町では社会体育施設条例に使用料が明記されている。調整結果は、「新市移行時に、新たな都市公園条例を制定し、占用料と使用料を条例で区分する。」こととする。

分類項目2「手数料」、調整項目1「申請手数料」では、調整結果にある〔屋外広告物申請手数料〕など6種の手数料を、4町とも手数料条例において制定し、徴収している。調整結果としては、「新市移行時に、名称を変更し条例を制定する。」こととする。

分類項目3「分担金」、調整項目1「公益施設分担金」は、1町で開発指導要綱に基づき公益施設分担金をしているが、国の指導により、開発者に対して過度の負担を与えないよう通知が出ている。調整結果としては、「新市移行時に、調整し統一を図る。」こととする。

「上水道等の取扱い」、分類項目1「使用料」、調整項目1「基本的使用料」は、4町の現行水道料金では、上水道で1,300円及び1,600円、簡易水道で1,300円から2,000円と各町で相違がある。また、「超過使用料」では、1㎡あたり150円から230円と各町で相違がある。調整結果は、「上水道事業」では、「2町の上水道事業は現行のまま新市に継承し、移行後は事業の統合を検討する。水道使用料の統一は利用者に直接関係があり、慎重な検討が必要なため、新市移行後も当分の間(5年以内)は現行の料金体系とする。又、新市において事業統合を主とした新たな事業計画を策定するとともに、使用料の統一化に向け、水道審議会に諮り調整する。」「簡易水道事業」においては、「4町の簡易水道事業は現行のまま新市に継承し、移行後

は継続事業を進めるとともに、事業の統合を検討する。水道使用料の統一は利用者に直接関係があり、慎重な検討が必要なため、新市移行後も当分の間（5年以内）は現行の料金体系とする。又、新市において事業統合を主とした新たな事業計画を策定するとともに、使用料の統一化に向け、水道審議会に諮り調整する。」こととする。調整項目2「その他使用料」では、それぞれの町において、量水器使用料や水道料金概算予納金・仮設給水の取扱い等において、区分及び金額並びに使用料の算定方法に相違がある。調整結果は、「新市移行時は現行のまま継承するが、料金体系の見直しとともに、その他使用料についても統一化に向けた調整をする。」こととする。

分類項目3「分担金」、調整項目1「給水分担金」は、4町の新規給水分担金において、口径13ミリでは5万円から30万円までの範囲で相違があり、他の口径においても相違がある。調整結果は、「新規給水分担金は(上水道・簡易水道・飲料水供給施設)全て統一する。」こととし、金額の算出については、一般家庭のほとんどを占めている口径13ミリ・20ミリ・25ミリと事業関係等が主に使用する30ミリ以上に区分して算定しており、口径13ミリを10万円として25ミリまでは口径流量面積倍率の8割掛として算出をしている。また、口径30ミリ以上については、25ミリの口径流量面積に対する各口径の流量面積倍率によって、算出をしている。「新規給水分担金」の額としては、消費税込で、口径13ミリで10万5千円、口径20ミリでは18万9千円、口径25ミリで23万1千円、等とする。なお、各町とも、新規給水分担金の返還は行っていないため、新市移行後も返還しないこととする。その他の分担金については、「生産用水利用分担金」・「私有管管理分担金」は1町で徴収を行っているが、「新市移行時に廃止する。」こととする。「配水管増設分担金」は4町とも実費負担としており、「仮設給水の取扱い」については、4町とも本設扱いとしており、「現行のまま、新市に継承する。」こととする。調整項目2「工事分担金」については、4町とも「特別工事分担金」・「その他の工事分担金」については実費負担としており、調整結果も、「現行のまま、新市に継承する。」こととする。調整項目3「移設時の取扱い」については、「現行のまま、新市に継承する。」こととする。

「下水道等の取扱い」、分類項目1「使用料」、調整項目1「基本的使用料」は、4町それぞれ基本料や超過料金の積算基準と使用料の算定方法に相違がある。調整結果としては、「下水道使用料の統一は利用者に直接関係があり、慎重な検討が必要なため、新市移行後も当分の間（5年以内）は現行の料金体系とする。又、現在整備中の下水道施設整備を行い、サービス水準の均衡を図った上で、資産・経営状況・料金体系等について検討し、使用料の統一化に向け、下水道審議会に諮り調整する。」こととする。調整項目2「その他使用料」は、井戸水のみの場合や、上水道と井戸水併用の場合など、各町によって使用量基準や認定汚水量の加算に相違がある。調整結果として、「新市移行後も当分の間（5年以内）は現行の料金体系とし、基本的使用料の見直し時期に合わせ、統一化に向けた調整をする。」こととする。

分類項目2「手数料」、調整項目1「手数料」は、4町の内2町は各種の手数料を徴収し、2町は徴収をしていない。また、徴収している2町についても、手数料の項目や金額に相違がある。調整結果としては、「排水設備確認手数料」及び「排水設備検査手数料」については、「新市移行

時に統一して排水設備工事申請手数料とし、1件1,000円とする。」「除害施設確認手数料」は、新市移行時に、1件3,000円とする。「設計手数料」及び「受託工事設計手数料」は、「排水設備は申請者が設計施工を行うため、新市移行時に廃止する。」「指定工事業者登録手数料」は、「新市移行時に、新規については1件10,000円、継続については1件1,000円とする。」「督促手数料」は、「新市移行時に、他の部署と同額の1件100円とする。」こととする。

分類項目3「分担金」、調整項目1「分担金・負担金」は、各町において「公共下水道受益者負担金」、「特定環境保全公共下水道受益者負担金」、「農業集落排水事業分担金」を各事業に応じて受益者から徴収しているが、各町によって料金設定や料金体系に相違がある。調整結果は、各事業における負担金や分担金の「賦課は当分の間（5年以内）は現行のままとするが、計画事業の完了後に新規加入分担金として基準を統一する。」、また「新規加入分担金」については、「各旧町の事業完了後、下水道審議会に諮り基準と料金の統一化に向けた調整をする。」こととする。調整項目2「納付制度」については、「徴収猶予制度」や「分割納入制度」・「減免制度」があるが、各町それぞれの状況によって相違がある。調整結果は、「徴収猶予制度」については、「現行のまま、新市に継承する。ただし、生活扶助世帯については、減免制度を適用する。」「分割納入制度」は、「現行のまま、新市に継承する。」「減免制度」は、「新市移行後も、当分の間（5年以内）は現行のままとし、随時調整する。」こととする。調整項目3「移転時の取扱い」については、4町の取扱いに相違があるが、「現行のまま、新市に継承する。」こととする。

「農業の取扱い」、分類項目1「使用料」、調整項目1「施設使用料」は、3町において関係した施設があり、それぞれの状況によって使用料の設定を行い、徴収をしている。調整結果は、「現行のまま、新市に継承する。」こととする。

「林業の取扱い」、分類項目1の「手数料」、調整項目1の「証明手数料」は、4町とも立木伐採証明を交付しているが、3町においては交付時に手数料を徴収し、1町では徴収していない。調整結果としては、「新市移行後、1件300円に統一して徴収する。」とする。調整項目2「その他」について、4町とも鳥獣飼養許可証の交付を行っているが、3町で交付時に手数料を徴収しているが、1町では徴収していない。調整結果は、「新市移行後、1件3,400円に統一して徴収する。」こととする。

賛成多数で協議会決定。

協議第85号： 15-5 公共的団体等の取扱いに関すること（その2）【説明】

「都市計画の取扱い」、分類項目1「各町独自団体」、調整項目1「協議会」については、2町において4地区の「まちづくり協議会」が設置されている。調整結果は、「協議会設立の趣旨に沿って、目的達成のため新市に継承する。」こととする。

調整項目2「組合」は、2町において組織されているが、1町では2つの土地区画整理組合が組織され、事業が施工中であり、1町では2つの準備組合が組織され計画中となっている。調整結果としては、「町の外郭団体であるため、現行のとおり新市に継承する。」こととする。

「建設関係事業の取扱い」、分類項目1「各町共通団体」、調整項目1「協議会」は、調整結果（案）のとおり、13の協議会が存在をしており、各町がそれぞれに該当している協議会に加入をしている。調整結果としては、「京都府用地対策連絡協議会」には、「職員の専門的な研修会等を実施していることから、新市移行後も加入継続する。」、「京都府営繕連絡協議会」は、「建築部門における歩掛り等の研修会が実施されており、新市移行後も加入継続する。」、「京都縦貫自動車道（丹波・和知間）建設促進協議会」など7協議会については、「目的達成までの間、新市移行後も加入継続する。」、「淀川水系ダム水源地ネットワーク」など4協議会については、「各協議会連携のもとで、目的達成までの間必要になるため、新市移行後も加入する。」こととする。調整項目2「協会」については、調整結果（案）にある5つの協会が存在し、それぞれ関係する協会に各町が加入している。調整結果は、「目的達成までの間、新市移行後も加入継続する。」こととする。調整項目3「同盟会」は、表記のとおり9つの同盟会が存在し、各町がそれぞれ関係する同盟会に加入をしている。調整結果として、「京都府市町村道整備促進期成同盟会」など3同盟会については、「目的達成までの間、新市移行後も加入継続する。」、「国道477号（川西～園部間）改修促進期成同盟会」など6同盟会については、「新市移行後、組織再編に向けて関係団体との調整を図り、目的達成までの間、加入継続する。」こととする。調整項目4「連絡会」では、4町とも「京都府国道連絡会」に加入している。調整結果は、「目的達成までの間、新市移行後も加入継続する。」こととする。

「農業の取扱い」、分類項目1「各町共通団体」、調整項目1「国・府関連団体」として、京のふるさと産品価格流通安定協会・京都府農業会議・京都府土地改良事業団体連合会など10団体が存在し、各町それぞれ関係する団体と連携を図っている。調整結果は、「新市移行後も、国・府関連団体との連携を図る。」こととする。調整項目2「経済団体」では、各町とも京都農業協同組合と連携を図っている。調整結果は、「新市移行後も、農業振興のため連携を図る。」こととする。調整項目3「協議会」として、南丹区域農用地総合整備事業推進協議会など3協議会が存在し、各町それぞれ関係する協議会に加入をしている。調整結果は、「新市移行後も、加入継続する。」こととする。

分類項目2「各町独自団体」、調整項目1「協議会」として、3町においてバイオガス事業推進協議会・日吉町朝市連絡協議会・美山町生活改善グループ連絡協議会など9つの協議会が存在をし、各町それぞれ連携を図っている。調整結果は、「新市移行後も、各種協議会と連携を図る。」こととする。調整項目2「組合」については、1町で茶業組合が存在し連携を図っている。調整結果は、「新市移行後も、茶業組合との連携を図る。」こととする。調整項目3「その他」として、4町において農業技術者会・各集落農家組合など13の組織が存在する。調整結果としては、「新市移行後も、各公社、各団体との連携を図る。」こととする。

全員賛成で協議会決定。

協議第86号： 16 - 5 各種団体への補助金、交付金等の取扱いに関すること（その2）

【説明】

「都市計画の取扱い」、分類項目1「負担金」、調整項目1「負担金」については、1町において土地区画整理事業に係る公共施設管理者の負担金を負担している状況となっている。調整結果は、「現行のまま、新市に継承する。」こととする。調整項目2の「会費」について、全国都市計画協会・全国街路事業促進協議会など6つの団体に関係する各町それぞれが加入し、会費を納入している。調整結果は、「目的達成までの間、新市移行後も、加入継続する。」こととする。

「建設関係事業の取扱い」、分類項目1「補助金」、調整項目1「補助金」は、4町とも「山陰本線複線化整備事業費補助金」を覚書による負担率により支出をしている。調整結果は、「新市移行後においても、補助金等に関する覚書を、現行のとおり継承する。」こととする。

全員賛成で協議会決定。

協議第87号： 19 - 24 建設関係事業の取扱い(その3)【説明】

分類項目16「河川環境整備事業」、調整項目1「府管理河川の委託作業」については、4町とも府から町に委託を受け、各地域の協力により実施しているが、1町では町内の協議会に直接委託されている状況となっている。また、府からの委託額についても、各町の現況に応じて額に相違がある。調整結果は、「新市移行後も、京都府より受託をし、地元等に再委託する。」こととする。調整項目3「町発注による河川管理工事」について、4町とも工事内容は同じとなっているが、各町の予算計上については相違がある。調整結果は、新市移行後において、「必要に応じて予算措置をする。」こととする。

分類項目21「その他公共施設の管理」では、3町で公園や休憩施設、トンネル等の公共施設を管理している。調整結果は、「現行のまま、新市に継承する。」こととする。

分類項目23「その他関連事業」、調整項目1「負担金」については、農業基盤整備事業関連として、2町で府道及び1級河川の整備を京都府が事業主体で取り組んでおり、負担金の支出を行っている。調整結果は、「現行のまま、新市に継承する。」こととする。

全員賛成で協議会決定。

協議第88号： 19 - 25 公営住宅の取扱い(その3)【説明】

分類項目3「その他住宅」、調整項目1「住宅の概要」から調整項目6「家賃の納付方法」・調整項目9「入居者の費用負担」については、2町で目的に応じて定められた基準によって、その他住宅1団地・改良住宅1団地・一戸建住宅14戸が建設されている。調整結果は、「現行のまま、新市に継承する。」こととする。調整項目7「敷金」については、1町の1団地について敷金として3か月分を徴収しているが、それ以外の団地は徴収していない。調整結果は、「新市移行後、廃止する方向で検討する。」こととする。調整項目8「退去要件」については、2町において若干の相違がある。調整結果は、「新市において、一般公営住宅法により、統一を図る。」こととする。

全員賛成で協議会決定。

協議第89号： 19 - 28 農林水産事業の取扱い(その4)【説明】

「農業の取扱い」、分類項目3「農業振興関連施設」、調整項目1「維持管理」については、4町において農業振興に係る施設、ならびに生産や加工に関連した施設など16の施設が存在するが、各町の管理運営形態に相違がある。中には地元移管を予定している施設もある。調整結果として、「地元移管可能な施設については、新市移行時まで各町において移管し、残存施設については、各施設の事情を尊重しながら新市に継承する。」こととする。

「林業の取扱い」、分類項目4「狩猟・有害鳥獣駆除対策」、調整項目1「国・府補助事業」については、4町とも有害鳥獣捕獲関係事業を各町の猟友会に委託し、実施をしているが、各町状況によって委託料の額に相違がある。調整結果は、「新市移行後も、国・府補助事業を活用して事業を実施する。委託料については、各町猟友会の出勤実態を考慮し、新市において決定する。」こととする。

・主な質疑・応答

委員

美山町の長野でございます。実は分類項目4の関係で、狩猟・有害鳥獣駆除対策の件でございますが、ここでは国・府補助事業ということで調整項目があがっておりますが、美山町においては単独で狩猟等々の関係で出費しておりますが、この関連についてももう少しご説明をお願いしたいと思います。

事務局

お答えを致します。今回あがっておりますのは、国・府事業でございます。長野委員から質問がございました各町の委託料につきましては、それぞれ低いところは60万円、それから、高いところにつきましては190万円という形で、それが調整項目の結果出ております。ここ書いておりますように、被害の出勤実態に応じまして、おおむね2分の1の府補助事業を受けて実施をされているものでございます。これ以外につきましては、それぞれ単独事業になるわけですが、各町で報償金を支出しているところもございます。それにつきましては、別途単独事業の取扱いで協議されるということになっております。以上です。

全員賛成で協議会決定。

(2) その他

- ・ 第4回合併協議会の会議録について
資料に基づき、事務局より説明

- ・ 第6回合併協議会の日程及び議題について
資料に基づき、事務局より説明

日 程 平成16年10月20日(水) 午後1時30分～

場 所 八木町 八木町立中央公民館

議 題

- ・ 協議事項 合併協定項目の調整結果について
- ・ その他

- ・ その他、質疑応答

野中会長

その他と致しまして、私の方から午前中に開催致しました新市建設計画策定小委員会におきまして、一部小委員会決定頂きましたことについて大変よい機会でありますので、皆様に若干ご報告をさせて頂きたいと思えます。

小委員会として、午前中に新市の名称に関することの協議を致しました。応募総数540件を頂きました。作品数は217作品であります。新市建設計画策定小委員会での投票によりまして、この中から5つの名称を確定を致しました。確定は、「南丹市、西京都市、京丹波市、京南丹市、京口丹市」の5作品が決定をされました。今後またこの次回以降の合併協議会で協議を頂き、一定方向を定めていきたいというふうに思っておりますので、この5つの名称の中からそれぞれ委員各位のみなさんも十分また地域のみなさんの意向等伺って頂いたりしながらその方向付けを頂くことを、この機会にお願いをしておきたいというふうに思えます。

4. 閉 会

- ・ 仲村 脩副会長より閉会の挨拶(全文)

仲村副会長

[閉会挨拶]

閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆様には、本日第5回協議会を開催致しましたところ、何かとお忙しい中ご出席を頂き、ご苦勞様でございました。また、ただいま協議会に提案されました23協議事項につきまして、それぞれ慎重審議を頂き、提案どおりご決定を頂きました。誠にありがとうございました。

さて、当協議会におきましては、それぞれ各町において地域住民説明会を開催致すことと致しております。これまで5回の協議会を通じまして、多くの協議事項につき決定を頂いております現状の報告、また新市建設計画に関わり作成を致しました新市将来構想について、意見聴取等、

今後の協議に住民のみなさんのご意見の反映がされる場として、開催をして参りたいというふうに思っております。委員各位にもご出席を要請させて頂くというふうに思いますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

今後は、より密度の濃い小委員会、あるいは協議会の開催が必要になってくるというふうに思われます。どうかお忙しい中でございますけれども、それぞれご出席頂きますようお願いを申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶にかえさせていただきます。本日は、どうも大変ご苦労様でございました。

以上